

第 20 回一般原則部会

日時：2004 年 5 月 3 日（月）～2004 年 5 月 7 日（金）

場所：パリ（フランス）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び他の部会からの付託事項
3	手続規則の規則VIII.5（オブザーバー）の修正案
4	食品の安全性に係るリスク分析の作業原則案
5	食料の国際貿易に関する倫理規定改定素案
6	食品のトレーサビリティ／プロダクト・トレーシングの定義
7	国際政府間機関との連携に関するガイドライン
8	コーデックス委員会の作業における国際非政府機関の参加に関する原則の見直し
9	その他の事項及び今後の作業（第 19 回（臨時）会合により提起された以下の問題を含む）
	a) 地理的な基準に基づいて選任された執行委員会のメンバー国及び調整国の各役割の明確化
	b) 執行委員会の地域調整国及び他のメンバーの任期の明確化
	c) コーデックス規格の承認及び公示に関する現行の手続の妥当性
	d) 手続マニュアルの構成及び表現の再編成
	e) 規則IV.1 との関係においての北米地域の特殊事情
	f) 加盟国及びオブザーバーに対するコーデックス文書のネット配布の限定使用の意義
	g) 規則XII.3 案及び利用可能なコーデックス予算の観点から執行委員会における開発途上加盟国の参加に適用される基準
10	次回会合の日程と場所
11	報告書の採択

コーデックス委員会一般原則部会におけるトレーサビリティの定義について

(議論の状況)

- ・一般原則部会事務局（フランス）は、定義に、伝達すべき情報を広範囲に位置付けることや目的も盛り込むことを提案。欧州各国は、基本的にこれを支持。
- ・一方、米国等は、伝達情報や目的を一切含まない極めてシンプルな定義を提案。また、「Traceability」という呼び方を否定し、「Product Tracing」を用いることを主張。

(参考) 米国提案

プロダクト・トレーシング：生産、加工及び流通の特定のポイントにおいて、その食品（適当な場合には、飼料又は食品を生産する動物）がどこ（及び何時）から仕入れ、どこへ（及び何時）発送されたかを決定できるように、食品の移動を追跡する能力

- ・欧州や米国等の提案の背景には、GMO のトレーサビリティに関する議論等、農産物貿易に対する考え方の相違がある。

(我が国の基本的な考え方)

- ・我が国としてできる限り客観的かつ妥当な提案を行い、コーデックス委員会での議論を前進させていくことが必要。